

2018 September

9

No.823

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■佐賀市

今月の記事

● 日本年金機構

標準報酬月額の変更員様への通知のお願い 2～3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

・健康診断・保健指導を受けましょう 4～5

● 佐賀県社会保険協会

・9・10月開催社会保険事務講習会のご案内 6

・優待宿泊施設がさらに追加されました 7

・年金相談窓口開設等 8

・一般的な年金相談に関するお問い合わせ先 8

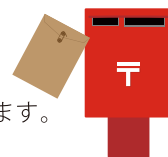
適用関係届書
送付先

日本年金機構 福岡広域事務センター 厚生年金適用グループ

〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP 榎田ビル

※郵送の際は、切手貼付後、送付先宛名と郵便番号を記載するだけで宛先に届きます。

※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく郵送のみでの受付になります。
届書作成や制度についての相談は年金事務所へお問い合わせください。



事業主の皆様へ

標準報酬月額に従業員様への通知のお願い

標準報酬月額算定基礎届により決定された標準報酬月額は平成30年9月1日（平成30年10月31日納付分）から適用となります。

決定後の標準報酬月額について、被保険者（従業員）の皆様へ通知いただきますようお願いいたします。

報酬月額変更届提出のお願い

標準報酬月額は、「被保険者資格取得届」や「算定基礎届」により決定しますが、固定的賃金の増減により報酬が大幅に変動した場合は、「被保険者報酬月額変更届」により随時改定を行うこととなり、固定的賃金の変動し、その報酬を支払った月から数えて4か月目に新たな標準報酬が適用されます。改定は次の3つの条件を全て満たす場合に行います。

- ① 昇給または降給等により固定的賃金に変動があった。
- ② 従前の標準報酬月額と、変動月から3ヵ月間に支給された報酬の平均額との間に2等級以上の差が生じた。
- ③ 変動月から3ヵ月間の支払基礎日数が各月17日（特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日）以上。

これらの条件に該当する場合は、「被保険者報酬月額変更届」を速やかに届出してください。

・届出に該当しない例

次の場合は、随時改定の要件には該当しませんので、「被保険者報酬月額変更届」の提出は不要です。

- ① 固定的賃金は上がったが、変動後の引き続いた3ヵ月分の報酬の平均額が従前の標準報酬月額より下がり、2等級以上の差が生じた場合
- ② 固定的賃金は下がったが、変動後の引き続いた3ヵ月分の報酬の平均額が従前の標準報酬月額より上がり、2等級以上の差が生じた場合

・添付書類が必要な例

次のような場合には、月額変更届を提出する際には添付書類の提出が必要です。

- ① 改定月の初日から起算して60日以上遅延した届出の場合
- ② 標準報酬月額に5等級以上の降給があった場合

必要な添付書類 いずれの書類も提出が必要です。

- 賃金台帳の写し（固定的賃金の変動があった月の前月から改定月の前月までのもの）
- 出勤簿の写し（固定的賃金の変動があった月から改定月の前月までのもの）

※法人の役員の場合は、株主総会または取締役会議の議事録、代表取締役等による報酬決定通知書、役員間の報酬協議書等の書類も必要となります。

従業員が産前産後休業を取得したときの手続き

・健康保険(協会けんぽ)・厚生年金保険 産前産後休業取得者申出書／変更(終了)届

産前産後休業期間(産前42日(多胎妊娠の場合は98日)、産後56日のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間)について、健康保険、厚生年金保険の保険料を、事業主の申出により、被保険者分及び事業主分とも徴収しません。

・留意事項

産前産後休業取得者申出書は、産前産後休業期間中に提出してください。

出産とは、妊娠85日(4か月)以後の生産(早産)、死産(流産)、人工妊娠中絶をいいます。

被保険者が産前産後休業期間を変更したとき、または産前産後休業終了予定日の前日までに産前産後休業を終了したときは、速やかに「産前産後休業取得者変更(終了)届」を日本年金機構へ提出してください。

育児休業の保険料免除期間と産前産後休業の保険料免除期間が重複する場合は、産前産後休業期間中の保険料免除が優先されます。

従業員が育児休業等を取得したときの手続き

・健康保険(協会けんぽ)・厚生年金保険 育児休業等取得者申出書(新規・延長)／終了届

育児・介護休業法による満3歳未満の子を養育するための育児休業等(育児休業及び育児休業に準ずる休業)期間について、健康保険・厚生年金保険の保険料は、事業主の申出により、被保険者分及び事業主分ともに徴収しません。

・厚生年金保険 養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届

次世代育成支援の拡充を目的とし、子どもが3歳までの間、勤務時間短縮等の措置を受けて働き、それに伴って標準報酬月額が低下した場合、子どもが生まれる前の標準報酬月額に基づく年金額を受け取ることができる仕組みが設けられています。

被保険者の申し出により、より高い従前の標準報酬月額をその期間の標準報酬月額とみなして年金額を計算します。養育期間中の報酬の低下が将来の年金額に影響しないようにするための措置です。

・留意事項

「育児休業等取得者申出書」により保険料の免除を受けられる期間は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく育児休業期間に限ります。通常、事業主等は労働者にあらず、この法律に基づく育児休業等は取得できないため、当該申出は行えません。

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成30年9月分保険料の納付期限は**平成30年10月31日(水)**です。

健康保険料率の引き下げのために！ 健康診断・保健指導を受けましょう

平成30年度より協会けんぽでは、先月号(8月)でもご案内しましたインセンティブ(報酬金)制度をスタートしております。「協会けんぽの加入者および事業主の**皆様の取組み**に応じてインセンティブ(報酬金)を付与し、健康保険料率に反映させる」という制度です。

評価指標は①**特定健診等の受診率**②**特定保健指導の実施率**③**特定保健指導対象者の減少率**
④**要治療者の医療機関受診率**⑤**ジェネリック医薬品の使用割合**です。

※制度の財源となる保険料率として、全支部の保険料率の中に、0.01%を盛り込みます。なお、保険料率への反映は平成32年度からです。

インセンティブ項目：特定健診等の受診率

インセンティブ獲得に向けて

- 協会けんぽの**生活習慣病予防健診**(被保険者)、**特定健診**(被扶養者)を受診しましょう。
- 生活習慣病予防健診を受診せず、労働安全衛生法に基づく定期健診を実施した場合は対象者(40歳以上)の結果を協会けんぽに提出しましょう。
※協会けんぽHPに詳しくご案内しております。
※紙媒体…社会保険さがH30.2月号/納入告知書H30.7月号同封にてご案内いたしました。



生活習慣病予防健診



3月下旬に、事業所様宛に
黄緑色の封筒をお送りしています!



生活習慣病予防健診
H30年度佐賀支部目標

35歳以上のご本人様が対象

(生年月日：S59.4.1以前の方)

(一般健診)費用総額

18,522円

の健診が



(最高)

7,038円

で受診できます!

11,484円の補助アリ

- **定期健康診断**として利用できます!
(労働安全衛生法の一般的な検査項目を含んでいます)
- 「**がん検診**」がセット!(肺・胃・大腸・乳・子宮)
- 更に! **肝炎ウイルス検査**が**無料**で受けられます!
※佐賀県内の対象医療機関で受診する場合に限ります。
- 生活習慣病のリスクの高い方は、
無料で健康づくりのプロによる**特定保健指導**が受けられます!
(インセンティブ項目!)



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ

〒840-8560
佐賀市駅南本町6-4佐賀中央第一生命ビル
TEL 0952-27-0611(代表)

特定健診



4月上旬に、被保険者の登録ご住所に直接お送りしています！

40歳以上のご家族様が対象

(生年月日：S54.3.31以前の方)

費用総額
7,020円

の健診が

6,520円の補助アリ

(佐賀県内の指定医療機関)

500円

で受診できます！



特定健診H30年度佐賀支部目標

- 検査項目：診察等、問診、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査
- 佐賀支部加入の40歳～74歳の被扶養者のうち、**5人に1人**しか受診されていない現状です。大切なご家族様も、年に1度は必ず健診を受けましょう！



インセンティブ項目：特定保健指導の実施率 特定保健指導対象者の減少率

インセンティブ獲得に向けて

- 健診結果で生活改善が必要と判断された方は、協会けんぽの**特定保健指導**を利用しましょう。
※対象の方へは協会けんぽよりご案内を送付します
- 特定保健指導を受けた方は、3～6か月の**プログラムを最後まで取り組む**とともに、日ごろから健康的な生活習慣の改善に取り組みましょう。

特定保健指導…専門職(保健師・管理栄養士等)が個々のライフスタイルに合わせた生活習慣改善のためのサポートプログラムです！(無料)



▶ 佐賀支部よりお知らせ

～協会けんぽ佐賀支部相談窓口における～

無料駐車券配付を廃止いたします

廃止予定日 ▶ 平成30年**11月30日(金)**

※ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

すべての申請書は協会けんぽホームページよりダウンロードいただけます。

申請書は郵送でご提出ください！



メルマガのご登録はこちらから！
役立つ情報が満載です！





平成
30
年度

社会保険事務講習会のご案内

『公的年金給付に関する講習会』

年金制度等について学びます。

『新任担当者のための適用実務』

新規適用事業所及び新しく事務担当になられた方を対象に
算定や月額変更など社会保険の基礎をわかりやすく学びます。
【初級編】

地 区	平成30年	会 場	地 区	平成30年	会 場
佐賀会場	9月 7日(金)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	武雄会場	10月12日(金)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
武雄会場	9月12日(水)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)	唐津会場	10月17日(水)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)
唐津会場	9月13日(木)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)	鳥栖会場	10月18日(木)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
鳥栖会場	9月20日(木)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	佐賀会場	10月19日(金)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
講師 ● 日本年金機構年金事務所職員			講師 ● 社会保険労務士		

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員

佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

対 象 者

社会保険事務担当者の方(10月は特に新しく担当者になられた方)

参 加 料

会員事業所は無料

(但し、非会員事業所及び平成30年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 **FAX.0952-26-3377**



＜キリトリ線＞

社会保険事務講習会 参加申込書

整 理 番 号			宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場日時	『公的年金給付に関する講習会』 (佐賀・武雄・唐津・鳥栖)会場 平成 年 月 日()	『新任担当者のための適用実務』 (武雄・唐津・鳥栖・佐賀)会場 平成 年 月 日()	
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒		
		事業所電話番号()	—
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

優待宿泊施設が さらに 追加されました

会員事業所の従業員と家族の皆様が利用できます。
対象施設の利用を希望される場合は、「施設利用会員証」を発行します。



施設利用会員証発行申請 から保管・使用の流れ

施設利用会員証（以下会員証）の発行を電話
かFAXで佐賀県社会保険協会に申し込む。



佐賀県社会保険協会から郵送する会員証の枚数
を確認して保管する。

会員証を送付する際に、施設優待内容およびその利用方法
についての資料を同封します。



施設利用を希望する従業員に会員証を貸し出す。

施設利用希望者が対象施設に予約をする際には「社会保険
協会会員である」旨を告げる。



施設利用者は会員証を提示する。

会員証は1グループにつき1枚でご利用できます。



利用者から会員証を回収保管する。

会員証は、有効期限内は繰り返し使用することができます。
協会へ返付する必要はありません。

追加施設

HMIホテルグループ



詳細はホームページに掲載しています。
<http://www.syahokyo-saga.or.jp>



申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、
FAXまたは**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み・お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会
〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171
FAX.0952-26-3377

〈キリトリ線〉



施設利用会員証発行申込書

整 理 番 号			宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。
事 業 所 名			
所 在 地	〒	事業所電話番号（ ）	
担 当 者 名			
希 望 枚 数	(5枚以内)	枚	

平成30年10月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
	1 年金事務所 延長相談 19時まで	2 鹿島市民会館 (予約)	3 多久市役所 (予約)	4	5 伊万里市役所 (予約)	6
7	8	9 基山町役場 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	10 有田町役場 (東庁舎) (予約)	11	12 伊万里市役所 (予約)	13 年金事務所 休日相談日 (予約)
14	15 年金事務所 延長相談 19時まで	16 鹿島市民会館 (予約)	17 多久市役所 (予約)	18	19 伊万里市役所 (予約)	20
21	22 年金事務所 延長相談 19時まで	23 基山町役場 (予約)	24	25	26 伊万里市役所 (予約)	27
28	29 年金事務所 延長相談 19時まで	30	31			

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の午前8時30分から午後5時15分まで

年金相談の
時間延長

週初めの開所日
17:15～19:00

年金事務所
休日相談日

県内年金事務所の休日相談日
受付時間 9:30～16:00

出張相談【予約制】

出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～15:00	佐賀年金事務所 0952-33-6360
基山町役場	第2・4火曜日 10:00～16:00	
伊万里市役所	毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	第1・3火曜日 10:00～16:00	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎	第2水曜日 10:00～15:00	有田町役場 住民環境課国民年金係 0955-46-2114

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受付けております
ので、希望される日の前日までにお申込ください。

予約申込先

- 佐賀年金事務所 …… ☎0952-33-6360
- 唐津年金事務所 …… ☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所 …… ☎0954-23-0121

第2土曜日の休日相談については予約制です。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。
受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。
相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらをご利用下さい。



一般的な年金相談に関するお問い合わせは

「ねんきんダイヤル」

☎0570-05-1165

(ナビダイヤル)へ!

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6700-1165 (一般電話)
にお電話ください。

お問い合わせの際は、**基礎年金番号**がわかるものをご用意ください。

受付時間：月 曜 日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※月曜日など休日明けやお客様のお手元に通知が届いた直後(5日程度)は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半はつながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」「03-6630-2525」「03-6837-2913」「03-6631-7521」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

一般的な年金の加入に関するお問い合わせは

「ねんきん加入者ダイヤル」

・国民年金加入者向け(ナビダイヤル)

☎0570-003-004

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6630-2525 (一般電話)

・事業所、厚生年金加入者向け(ナビダイヤル)

☎0570-007-123

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6837-2913 (一般電話)

受付時間：月～金曜日 午前8:30～午後7:00

第2土曜日 午前9:00～午後5:00

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

年金受給についての来訪相談予約

「予約受付専用電話」

年金事務所・街角の年金相談センター(オフィス)での相談予約を受付します。

☎0570-05-4890 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6631-7521 (一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 午前8:30～午後5:15

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

予約相談希望日の1か月前から前日まで受け付けしています。

ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。



少子高齢社会が進むことで起きるリアルな脅威を解説した河合雅司著「未来の年表」が話題となっていて、続編まで発行されています。

このなかで強調されているのは、国民の5人に1人が古稀を迎える現状で、今までの常識の延長で生活を続ければ社会は行き詰まること。

では、私たちがいま備えておくべきこと、これからできることはなにか。

個人ができることとして・働けるうちは働く 60歳で隠居は早すぎる。・一人で2つ以上の仕事をこなす 空いた時間をうまく利用し、いろいろな仕事をする。・特定の業種が機能しなくなる事態を防ぐ。・家の中をコンパクトにする 使う部屋と使わない部屋を分けて、経済的なロスを減らす。と指南しています。

要するに断捨離して質素に暮らせということでしょうか。(山)